
第5章

第7期国会議員選挙にみる国会改革

山田 紀彦

はじめに

2011年4月30日、第7期国会議員選挙が行われ、190人の立候補者のなかから132人が選出された。これにより、第9回党大会で示された方針を経済・社会開発計画や予算計画、また法律に具体化する新たな立法府が誕生したのである。

第1章にあるように、近年、国会は政府に対する発言権を強めており、国民の権利と利益を真に代表する機関として機能しはじめた。また、第9回党大会では、今後国会が行政や司法への監督機関としてその力を発揮することが期待された。国会は、ラオス政治における重要なアクターとしてその存在感を高めつつある。では、今回の選挙によりどのような国会が誕生したのだろうか。

一党支配体制国家であるラオスでは、党の意向に反する人物が立候補できない仕組みになっている。言い換えれば、立候補者選出段階で党は自らの意向を反映させることができるのである。したがって、立候補者の特性をみることで、党がどのような国会を構築しようとしたのかその意図をある程度把握することが可能となる。

本章は以上の問題意識にもとづき、第7期国会議員選挙の立候補者の特性を分析し、今選挙における党の意図を明らかにすることを目的としている。以下、第1節では、選挙過程を概観するとともに、立候補者選出の仕組みについて説明する。第2節では、立候補者の特性から、党がどのような国会を構築しようとしたのかその意図を探る。選挙は投票によって決まるため、党が100%選挙結果を操作することは不可能だが、ある程度党の意図が反映された

結果となったのである。

第 1 節 選挙過程

本節では選挙制度の概要を理解するために、2010年12月の第6期第10回国会において改正された選挙法（以下、2010年選挙法）にもとづき選挙過程を確認する。

1. 選挙規定

選挙法第5条によると、選挙の基本原則は「普通」「平等」「直接」「秘密投票」となっている。選挙権は18歳以上、被選挙権は21歳以上に付与され、第6条は「すべてのラオス市民は、性別、民族、信条、社会的地位、居住地、職業に関係なく選挙権と被選挙権を有する」と定めている（Saphaa Haeng Saat [2011: 4]）。立候補資格は2001年選挙法から変更はなく、ラオス国籍のラオス人であり、党の刷新路線に忠誠で、愛国心があり、国家や人民の利益に正直で、党路線や国家の法律を把握し、国会議員としての権利や任務を果たせる知識や能力を有することなど6項目が定められている（Saphaa Haeng Saat [2011: 7]）。党員に関する条項はなく、法律上は党員／非党員に関係なく立候補することが可能である。

2010年選挙法における大きな変更は、2001年選挙法第8条第4項で定められていた「国内に居住し任務を執行している者」（Saphaa Haeng Saat [2001: 5]）、という国内居住者条項が撤廃された点である。これは政府の在外ラオス人帰国奨励策と関係している。政府は近年、経済発展に在外ラオス人資本を活用する狙いから、彼らの帰国を奨励している。同条項の撤廃はこの政策の一環であり、将来的に在外ラオス人の立候補に門戸を開くものといえる。ただ、2011年2月3日付で選挙法とは別に公布された「第7期国会の人員構成準備に関する国家選挙委員会指導書第10号」では、立候補者は2001年選挙法と同様に国内居住者であり国内で活動する者と定められている（Khana Kammakaan Lueaktang Ladap Saat [2011b]）。各地方や国家機関は同指導書に沿って立候補者を選定するため、実際は国外居住者が立候補することはなかった。

選挙区は首都・県ごとに設置される（第18条）。現在の行政区分にしたがえば17選挙区となる。定数は第11条で人口5万人に1議席と定められ、人口15万人以下の県は少なくとも3人の代表を有するとなっている（Saphaa Haeng Saat [2001: 6]）。

2. 選挙までの流れ

まず決定されるのが投票日である。投票日は国会常務委員会が決定し、国家主席が遅くとも投票日の130日前までに国家主席令を公布する（第32条）。投票日は土曜日、または日曜日と定められている（第32条）。その後、国会常務委員会が国家選挙委員会を任命し、遅くとも投票日の120日前までに任命に関する国家主席令が公布される（第25条）。地方選挙委員会（県、郡）は、知事や郡長が遅くとも投票日の90日前までに任命する（第27条）。そして立候補者数と各選挙区の定数は国会常務委員会が決定し、遅くとも投票日の60日前までに国家主席令により公告される（第11条）。また立候補者名簿も、遅くとも投票日の60日前までに国家選挙委員会によって公示される（第15条）。有権者は立候補者名簿公示後7日以内に、郡選挙委員会に対して文書で異議を唱えることができる。異議は県選挙委員会で3日以内に審議され、解決できない場合は異議受領後5日以内に国家選挙委員会で解決が図られる（第16条）。有権者登録は村で行い、国家選挙委員会は有権者数を遅くとも投票日の40日前までに発表する（第21条）。以上が法律で定められたおおよその流れである。

実際の過程は以下のようになっていた。2010年12月21日、国会常務委員会が投票日を2011年4月30日に定め、翌22日に投票日に関する国家主席令第295号が公布された（Pathaan Patheet [2010a]）。また同22日には、国家選挙委員会任命に関する国会常務委員会決議第144号が公布され、12月30日付けの国家主席令第296号により公告された（Pathaan Patheet [2010b]）。そして、31日にサイソーンポーン国会副議長兼国家選挙委員が記者会見を行い、投票日や国家選挙委員会の構成が国民に公表されたのである。

表1は国家選挙委員会の構成員である。10人が党政治局員もしくは中央執行委員であり、残りの7人も全員党幹部である。後者の7人のうち3人（ソムディー、カムラー、カムパン）は、3月の第9回党大会で党中央執行委員となっ

表 1 国家選挙委員会構成

	氏名	党・国家機関における役職（選出時）
1	ブンニャン・ウオラチット委員長	政治局員，書記局常任，国家副主席
2	パニー・ヤトトゥー副委員長	政治局員，国会議長
3	サイソムボーン・ボムヴィハーン委員	党中央執行委員，国会副議長
4	ブントーン・チットマニー	書記局員，党中央組織委員会委員長
5	トーンバーン・セーンアポーン	党中央執行委員，書記局員，公安大臣
6	ムーンケオ・オラブーン	党中央執行委員，情報・文化大臣
7	パンドウアンチット・ウオンサー	党中央執行委員，党中央宣伝・訓練委員会委員長
8	トンイートー	党中央執行委員，国家建設戦線副議長
9	チャンサモーン・チャンニャラート	党中央執行委員，国防副大臣
10	シーサイ・ルーデートムーンソーン	党中央執行委員，ラオス女性同盟議長
11	トントウン・サイニャセーン	国会常務委員，国会事務局長
12	ドゥアンディー・ウッタチャック	国会常務委員，国会文化・社会委員会委員長
13	ソムディー・ドゥアンディー	財務大臣
14	カムラー・ローロンシー	ラオス労働連盟議長
15	カムパン・シッティダムパー	ラオス人民革命青年団書記
16	トンシー・ウワンラーシー	中央検査委員会副委員長
17	カムパン・プーイニャーウオン	内閣副官房長

(出所) Pathaan Patheet [2010b] をもとに筆者作成。

ている。地方選挙委員会も党幹部によって構成される。その地方選挙委員会については、2011年1月5日付で「地方級選挙委員会任命に関する国家選挙委員会指導書第06号」が公布され、1月20日までに任命を終えるよう指示が出された (Khana Kammakaan Lueaktang Ladap Saat [2011a])。たとえばこの指導書第06号にもとづき、1月17日にセコーン県ダクチュン郡で郡選挙委員会が任命されている (Pasaason, 2011年1月28日)。

その後「第7期国会の人員構成準備に関する国家選挙委員会指導書第10号」にて、表2のように議席数(132議席)、立候補者数(190人)とともに、各選挙区の定数と候補者数、また中央と地方所属候補者の内訳が定められた (Khana Kammakaan Lueaktang Ladap Saat [2011b])。各選挙区の候補者は、中央機関に所属し国家選挙委員会から選挙区を割り当てられる候補者と、当該選挙区の地方機関に所属し地方選挙委員会により選出される候補者に分かれている。中央と地方所属立候補者の内訳とは、その配分が定まったことを意味する。各選挙

表2 各選挙区の定数と立候補者の内訳

	県名	立候補者の内訳			定数
		地方	中央	合計	
1	首都ヴィエンチャン	12	9	21	15
2	ボンサリー	6	1	7	5
3	ルアンナムター	6	1	7	5
4	ウドムサイ	8	1	9	6
5	ボケオ	6	1	7	5
6	ルアンパバーン	9	4	13	9
7	サイニャブリー	8	2	10	7
8	フアパン	8	1	9	6
9	シェンクワン	8	1	9	6
10	ヴィエンチャン	9	4	13	9
11	ボリカムサイ	8	1	9	6
12	カムアン	8	2	10	7
13	サワンナケート	16	9	25	17
14	サラワン	8	2	10	7
15	チャンパーサック	11	6	17	12
16	セコーン	6	1	7	5
17	アッタプー	6	1	7	5
	合計	143	47	190	132

(出所) Khana Kammakaan Lueaktang Ladap Saat [2011b] をもとに筆者作成。

区の定数などに関する正式発表は3月1日付の国家主席令第02号で行われ、立候補者名簿は同日付で国家選挙委員会により公示された。

3. 立候補者選出過程

選挙過程でもっとも重要なのは立候補者選出過程である。選挙法第13条では、地方級の党、国家組織、国家建設戦線、大衆組織、そして社会組織は研究や諮問を行い、自身の組織を代表する候補者を地方選挙委員会に提案する権利を有し、中央の部門組織は候補者を国家選挙委員会に提案する権利を有すると

定められている (Saphaa Haeng Saat [2011: 8])。つまり、個人には立候補者提案権はなく、立候補者は組織の推薦を受けなければならないのである。これ以外、特に立候補者選出過程に関する規定はない。ただ実際はいくつかのスクリーニングが行われる複雑な過程となっている。

立候補者選出には大きく3つの方法がある⁽¹⁾。第1は、国家選挙委員会の指導の下、県選挙委員会が当該県の指導層と協力し立候補者を選出する場合である。第2は、提案権を持つ組織に立候補資格に合致する適切な人物を選出させる方法である。たとえば、選挙委員会が各国家機関や大衆組織に対し、立候補に相応しい人物を選出するよう指示を出す。各組織は組織内で立候補に相応しい人物について職員に諮問し、評判がもっとも良い人物を選ぶか、または組織内で投票を行い立候補者を選出する。第3は、個人が立候補に名乗りを上げる場合である。ただ、上述のように立候補には組織の推薦を必要とする。もっとも多いのは第2の方法だという。いずれにしろ、各機関から選ばれた予備候補者を国家選挙委員会が審議し最終決定を行うことになる。

たとえば、ヴィエンチャン県では地方候補者9人を選ぶ際(表2参照)、各機関が選出した候補者に関する県レベルの諮問会議を2011年2月11日に開催し、13人の候補者のなかから9人を投票により選出した。会議出席者は県党常務委員会(県レベルの党最高意思決定機関)委員、県部門課長、郡長、副郡長、郡部門事務所長、その他幹部職員である(Pasaason, 2011年2月17日)⁽²⁾。また、中央の情報・文化省では2月10日に開催した省内の諮問会議において、省の立候補者を投票により選出している(Pasaason, 2011年2月11日)。

以上の立候補者選出過程は2月中旬頃までに終了し、最終的には国家選挙委員会が各県の候補者名簿を検討するとともに、各選挙区における中央選出立候補者を配分した。ヴィエンチャン県の4人の中央立候補者は、国会、教育省、保健省、国防省から擁立された(Pasaason, 2011年4月8日)。

また、今回は2名の非党員が立候補した。第1選挙区首都ヴィエンチャンのシーサリオ候補者(立候補者番号20番)と、第13選挙区サワンナケート県のソンバンディット候補者(立候補者番号24番)である。先述したように、非党員でも組織の推薦があれば規定上は立候補可能である。前者は小規模生産促進・融資合作社が、後者はサワンナケート県商工会議所が推薦組織となっている。ただ、国家選挙委員会も県選挙委員会も構成員は当該級の党幹部で占めら

れているため、党の意向に反する人物が立候補することは不可能である。つまり、2人は非党員であっても党の意向に沿う人物だといえる。

第2節 立候補者の構成からみる党の意図と選挙結果

1. 党の意図

先にも述べてきたように、立候補者は組織の推薦を受け、かつ国家選挙委員会の承認を得なければならない。そして各級の選挙委員会が党幹部によって構成されているため、事実上党の意向に反する人物は立候補できない仕組みになっている。言い換えれば、党は立候補者選出の段階で一定の操作を行えるのである。したがって、候補者の特性をみることである程度党の意図が理解できることになる。

表3は、第6期国会議員選挙（2006年）と第7期国会議員選挙（2011年）の立候補者の特徴を比較したものである。定数に対する立候補者の割合は、約1.52倍から約1.43倍と若干減少している。年齢層はほぼ変わらず50歳代がもっとも多い。また、第7次5カ年計画で女性議員の割合を30%以上にするとの目標が掲げられたためか (*Eekasaan Koongpasum Nyai Khang Thii IX Phak Pasaason Pativat Lao* [2011: 82]), 女性候補者は前回よりも若干増えている。教育レベルは高まっており、学士修了以上が100人を超え高学歴化が進んでいる。

表4は、第6期国会議員選挙と第7期国会議員選挙における立候補者の出身分野別の割合である⁽³⁾。まず前回と異なるのは政治局員の立候補が減っていることである。前はトーンシン首都ヴィエンチャン知事（役職は立候補時点、以下同じ）、ブアソン副首相、トーンルン副首相兼計画・投資委員会委員長⁽⁴⁾、パニー国会副議長の4人の政治局員が立候補した。今回政治局から立候補したのはパニー国会議長だけである。4人から1人となったに過ぎないがこの減少には意味がある。

ドゥアンディー国家選挙委員は、第7期国会の主要目標のひとつは国会議員と行政府要職者を区別することであるとし、「国会の役割は政府の業績を検査することであり、もし政府指導者が国会議員であつたらどうして自分たちで

表3 第6期、第7期国会議員選挙立候補者の特徴

	第6期	第7期
立候補者総数	175人	190人
中央立候補者	43人(女性6人)	47人(女性12人)
地方立候補者	132人(女性33人)	143人(女性35人)
現職国会議員	46人(女性14人)	45人(女性11人)
女性候補者	39人	47人
45歳以下	24人	26人
46歳～50歳	50人	42人
51歳～55歳	52人	58人
56歳～60歳	33人	43人
61歳以上	16人	23人
初等教育修了	10人	4人
中等教育修了	21人	18人
高等教育修了	71人	55人
学士修了	32人	55人
修士修了	22人	36人
博士修了	19人	22人

(出所) Pasaason, 2006年3月2日, 2011年3月3日をもとに筆者作成。

(注) 第7期の年齢構成について, Pasaason, 2011年3月11日では192人となっているが立候補者総数は190人のため, 集計ミスと考えられる。

監視できようか」と述べている (*Vientiane Times*, 2011年3月4日)。つまり、今回は意図的に党最高指導幹部を立候補者から外したのである。これは、第9回党大会政治報告で「三権分立」に近い方針が掲げられたことと関係があろう。つまり、党と国家の役割を明確にし、国会の役割を強化しようということである。パニーは国会議長の再任が既定路線だったため立候補は当然であった。したがって、必要最低限しか政治局員を立候補させなかったのである。

それは、県レベルの候補者で県副知事や党副書記が大きく減ったことから裏づけられる。前回13人いた県副知事や党副書記の立候補者は今回1人だけとなった⁽⁵⁾。つまり、地方レベルでも党や行政の指導幹部による立候補が減ったのである。ではどの分野の候補者が増えたのだろうか。前述のドウアンディーによると、大衆組織、立法府、党機関からの候補者が多いという (*Vientiane Times*, 2011年3月4日)。以下具体的にみてみよう。

表4 第6期, 第7期国会選挙立候補者の出身分野別分類

第6期国会議員選挙				
分野	立候補者数	割合	当選者数	割合
政治局	4	2.3%	4	3.5%
党中央委員・大臣	8	4.6%	8	7.0%
県副知事・党副書記	13	7.4%	12	10.4%
郡党書記・郡長・郡党副書記・副郡長	1	0.6%	0	0.0%
社会・大衆組織	37	21.1%	22	19.1%
司法・裁判所・検察・監査・検査部門	16	9.1%	10	8.7%
社会セクター	22	12.6%	13	11.3%
軍・公安	16	9.1%	9	7.8%
地方政治組織	13	7.4%	9	7.8%
経済・対外関係セクター	26	14.9%	12	10.4%
国会関係機関	19	10.9%	16	14.0%
合計	175	100.0%	115	100.0%

第7期国会議員選挙				
分野	立候補者数	割合	当選者数	割合
政治局	1	0.5%	1	0.8%
党中央委員・大臣	8	4.2%	7	5.3%
県副知事・党副書記	1	0.5%	0	0%
郡党書記・郡長・郡党副書記・副郡長	9	4.7%	5	3.8%
社会・大衆組織	41	21.6%	28	21.2%
司法・裁判所・検察・監査・検査部門	17	9.0%	9	6.8%
社会セクター	20	10.5%	10	7.6%
軍・公安	16	8.4%	15	11.4%
地方政治組織	12	6.3%	9	6.8%
経済・対外関係セクター	34	18.0%	24	18.2%
国会関係機関	31	16.3%	24	18.1%
合計	190	100%	132	100%

(出所) Pasaason, 2006年4月3日～4月10日, 2011年4月1日～4月19日をもとに筆者作成。

(注) 党中央委員は国家機関の役職ではなく党中央委員に分類している。また, 第6期国会議員選挙に立候補したフアパン県とサイニャブリー県の党副書記兼県建設戦線議長は建設戦線議長に分類した。第7期国会議員選挙に立候補したサイニャブリー県党副書記, ボケオ県党副書記, サイニャブリー県ピアン郡とサワンナケート県サイブリー郡の党副書記は, それぞれ県や郡の建設戦線議長を兼務しているため分類は建設戦線としている。地方政治組織とは地方党組織や政治・行政学院を指す。

社会・大衆組織からの立候補者は前回は候補者全体の21.1%, 今回が21.6%とほとんど変化はない(表4)。しかし, 表5の詳細な内訳をみると前回からの違いがみてとれる。もっとも多いのが県や郡の建設戦線代表である。建設戦線とは, 政治組織, 社会組織, また, 各階層, 階級, 民族, 宗教を代表する個人によって構成されるボランティアな政治連合組織であり, 人民の団結や融和, 党路線の普及や国家建設への人民の動員などを主な目的としている(Suunkang Naeo Lao Saang Saat [2001])。その建設戦線からの立候補者数が前回の約2倍となった。ラオス人民革命青年団や女性同盟・女性関連組織の

表5 社会・大衆組織候補者の内訳

第6期国会議員選挙

組織名	候補者数	割合	当選者数	割合
県・郡建設戦線	9	5.10%	4	3.50%
女性同盟・女性関連組織	15	8.60%	13	11.30%
人民革命青年団	10	5.70%	3	2.60%
労働連盟	2	1.00%	1	0.90%
退役軍人協会	1	0.50%	1	0.90%

第7期国会議員選挙

組織名	候補者数	割合	当選者数	割合
県・郡建設戦線	16	8.40%	12	9.10%
女性同盟・女性関連組織	15	7.90%	10	7.60%
人民革命青年団	5	2.60%	1	0.80%
労働連盟	3	1.60%	3	2.30%
退役軍人協会	2	1.00%	2	1.50%

(出所) 表4に同じ。

割合が前回より若干減少しているものの、社会組織全体を統括する建設戦線の代表が増加していることは、党が社会分野に配慮したことを示している。またこれは、国会議員をより地元密着型にし、専従議員を増やそうとする方針とも合致する。

2010年選挙法第11条では、「兼務者と非兼務者の協調という原則を保障しなければならない」と定められた (Saphaa Haeng Saat [2010: 6])。より具体的には「国家選挙委員会指導書第10号」において、「ひとつの選挙区は、選挙区の業務に従事するため専従国会議員を少なくとも3人おく」(Khana Kammakaan Lueaktang Ladap Saat [2011b]) となっている。ラオスの国会議員はほとんどが党や国家機関に本務を持つ非専従議員である。また先述したように、議員の一部は中央機関に所属している。それでは選挙区での活動時間は制限され、有権者の意見をくみとることは難しい。そこで地元で密着している地方の建設戦線からの候補者を増やしたのである。建設戦線職員であれば、仮に専従議員でなくても地元の状況を把握しやすい。ドゥアンディーも、大衆組織の候補者を増やしたのは、彼らが多くの時間を国会活動に費やせるためだとしている (Vientiane Times, 2011年3月4日)。

表6 地方国会関係者の内訳

第6期国会議員選挙				
地方国会関係者	候補者数	割合	当選者数	割合
選挙区国会議員委員会事務局	5	2.90%	3	2.60%
選挙区国会議員委員会常任議員	4	2.30%	3	2.60%

第7期国会議員選挙				
地方国会関係者	候補者数	割合	当選者数	割合
選挙区国会議員委員会事務局	11	8.80%	6	4.50%
選挙区国会議員委員会常任議員	8	4.20%	8	6.00%

(出所) 表4に同じ。

選挙区専従議員を増やそうという意図は、表6の地方国会関係者の立候補者増加にもみてとれる。地方国会関係者とは選挙区に設置されている国会議員委員会の常任議員と、同委員会の事務局長または職員を指す。2010年の改正国会法によれば、選挙区国会議員委員会とは国会を代表し各選挙区に設置され、国会や国会常務委員会の参謀機関の役割を果たし、選挙区選出議員や常任議員また事務局から構成されている機関である(Saphaa Haeng Saat [2010])。前回は9人の地方国会関係者が立候補し全体の約5%を占めた。今回は19人が立候補し全体の13%を占めている。選挙区に常駐し国会業務を行える専従者を増やそうとしたのである。

地方国会関係者を増やすもうひとつの目的は、各選挙区に設置されている国会議員委員会を「地方議会」の代わりとして機能させることである。ラオスの地方議会は1991年に廃止され、現在は国会が唯一の議会となっている。そのため地方で議論すべき問題まで国会の場でとりあげられることがある。2000年代中頃から県議会設立案が党内で議論されているが今のところ進展はない。その一方で、第1章で指摘されたように経済・社会開発に対する国民の意識は高まっており、国会に直接意見を寄せる有権者が増えている。そこで、地方議会設置の代替案として浮上したのが選挙区の国会議員委員会の強化である。

2010年改正国会法では、選挙区国会議員委員会にこれまでなかった権限を付与している。第55条は、国会を代表し県・都の重要問題を解決し、また、憲法、法律、経済・社会開発計画、予算計画の執行において選挙区の状態機関

の活動を検査すると定めた (Saphaa Haeng Saat [2010])。さらに第 56 条は、県・都知事、地方のセクター部門長、裁判所長官、検察院長、監査機構長などへの質疑権、重要問題について人民や社会組織の意見を聴取するための会議を開催する権利なども付与している (Saphaa Haeng Saat [2010])。

つまり今回の選挙では、非専従だが選挙区で活動できる議員、また専従議員を増やすとともに、選挙区に設置された国会議員委員会を強化することで、「地方議会」の代替機関を構築しようとしたのである。この背景には、国会をより国民に近い存在にし、国民の政治参加を拡大するとともに、地方における経済・社会問題の解決を図ろうという党の意図がみてとれる。

2. 選挙結果

投票は 2011 年 4 月 30 日に行われた。有権者総数は 324 万 4312 人、うち実際に投票した人数は 323 万 3241 人であり、投票率は 99.65% であった (Pasaason, 2011 年 5 月 10 日)。投票は朝 7 時から夕方 5 時までであり、寺院や学校などに設けられた投票所で行われた (写真 1)。投票所入口には立候補者の写真、氏名、入党日、革命参加日、学歴、職歴などが記載されたポスターが掲示され、有権者はそのポスターをみながら投票を行う (写真 2)。また場所によっては、その投票所で投票しなければならない有権者名簿も掲示されることがある。その場合、投票を終えた有権者の氏名に線が引かれるため誰が投票していないかが一目瞭然となる。投票は「強制」ではないが、投票に行かない場合は後に村長が必要書類に署名を行わないなど問題が発生する可能性がある⁽⁶⁾。したがって、有権者はよっぽどの理由がない限り投票に行く。ただ、家族の代表が家庭内の有権者の票をまとめて投票することもある。

選挙結果は 5 月 9 日に公表された。表 4 からはほぼ党の意図どおりの結果となっていることがわかる。県や郡の地方建設戦線代表は 16 人中 12 人が当選し、全体の約 9% を占めた。選挙区国会議員委員会事務局長は 11 人が立候補し当選は 6 人と期待通りの結果ではなかったと考えられる。ただそれでも、8 人全員が当選した選挙区国会議員委員会常任議員とあわせれば、地方国会関係者は前回の 6 人 (約 5%) から 14 人 (約 10%) と 2 倍に増えており、ある程度党の意向は反映されたといえる。なお女性は 47 人の候補者のうち 33 人が当選したが、目標の 30% 以上には届かなかった。

写真1 投票所の様子



(筆者撮影)

写真2 第1選挙区首都ヴィエンチャンの立候補者ポスター



(筆者撮影)

一方、党が予期していなかったことも起きた。第1選挙区首都ヴィエンチャンから立候補したソムワンディー党副書記・副知事（候補者番号2番）と、第12選挙区カムアン県から立候補したスーントン党中央執行委員（候補者番号1番）が落選したのである。役職と候補者番号から考えれば、当然党は2人の当選を想定していたはずである。特に党中央執行委員の落選は前代未聞といえ

る。理由は定かではないが、選挙当日に行った有権者への聞き取りではソムワンディーには汚職の噂があり、評判はよくないという⁽⁷⁾。一方のスートーンは最近まで在ベトナム大使を務めており、出身地もシェンクワン県と立候補地のカムアン県とは関係が薄い。地元有権者はほとんど彼女のことを知らなかったと考えられる。いずれにしろ、有権者は限られた選択肢のなかでしっかり選択を行ったといえる。このことは、党が立候補者選出段階で一定の操作を行えるとしても、結果を100%操作できないことを明確に示している。

おわりに

第7期国会議員選挙の立候補者の特性からは大きく2つの点がみてとれた。ひとつは、政治報告で示された「三権分立」という方針に沿って、国会を党や行政府から区別しようとしたことである。もうひとつは、専従議員や選挙区常駐議員を増やし、また選挙区国会議員委員会の権限を強化することで、有権者により近い国会の構築を目指したことである。

今回の選挙に立候補した政治局員は、国会議長への就任が予定されていたパニー政治局員1人であった。前回の4人から1人へと微々たる減少に過ぎないが、党最高幹部がいなくなったことは、国会が「真の立法府」として機能する前提条件が整ったことを意味する。これは、第9回党大会で示された国会の機能強化という方針に沿った措置である。

また、2010年12月の第6期第10回国会で国会法が改正され、国会をより国民に近い存在にする方針が示された。具体的には、専従国会議員もしくは選挙区常駐議員を増やし、選挙区に常設されている国会議員委員会に幅広い権限を付与することで、地方議会を代替しようとしたのである。その方針にもとづき、第7期国会議員選挙では県レベルの建設戦線代表や地方国会関係者の候補者が増加した。党中央執行委員の落選にみられたように、党は選挙を完全に操作できるわけではないが、選挙結果はほぼ党の意向どおりになったのである。今後、選挙区の国会議員委員会がどの程度地方議会の代替として機能するかは未知数だが、少なくとも末端の有権者の意見を吸い上げる新たなチャンネルが構築されたことには違いない。

近年、経済発展や社会問題の拡大により国民の政治意識は高まっている。それを受けてか、第9回党大会では国民の政治参加を拡大するとともに、行政に対する国会の監査を強化するとの方針が示された。そして、第7期国会議員選挙により、その方針を実現していく上での基本的な環境が整ったのである。今後5年間、第7期国会がラオス政治にどのようなインパクトを与えていくのか、その活動が注目される。

【注】

- (1) 筆者が2008年12月に行った国会法務委員会、国会事務局、またサワンナケート県国会事務所での聞き取りにもとづく。
- (2) 記事では県党執行委員会委員に言及されていないが、役職を考えれば当然会議には出席していると考えられる。
- (3) 立候補者の所属先にもとづいてより細かく分類しているため、国家選挙委員会が発表した内訳とは異なっている。
- (4) 現在は計画・投資省となっている。
- (5) 2006年の第6期国会議員選挙では、県党副書記・副知事は全部で15人立候補しているが、フアパン県党副書記とサイニャブリー県党副書記は建設線議長を兼務しているため、表4では社会・大衆組織に、表5では県・郡建設戦線に分類している。そのため13人とカウントした。また、ヴィエンチャン県から立候補した旧サイソブーン特別区副区長は副書記・副知事に分類した。同様に、2011年第7期国会議員選挙でも、立候補したサイニャブリー県党副書記とボケオ県党副書記は県建設戦線議長を兼務しているため、表4では社会・大衆組織に、表5では県建設戦線に分類している。したがって首都ヴィエンチャン党副書記・副知事ソムバンディーだけを、県党副書記・副知事としてカウントしている。いずれにしろ、県党副書記・副知事の立候補者数が前回選挙よりも大きく減ったことには変わりない。
- (6) 2011年4月30日行った首都ヴィエンチャン有権者N氏への聞き取り。
- (7) 2011年4月30日行った首都ヴィエンチャン有権者3人(P氏,S氏,N氏)への聞き取りによる。

【参考文献】

<ラオス語文献>

Ekasaaan Koongpasum Nyai Khang Thii IX Phak Pasaason Pativat Lao [ラオス人民革命党第9回大会文書][2011].

Khana Kammakaan Lueaktang Ladap Saat (国家選挙委員会) [2011a] *Kham Naenam Khoong Khana Kammakaan Lueaktang Ladap Saat Kiawkap Kaan Taengtang Khana Kammakaan Lueaktang Khan Thoongthin, Leek Thii 06* [地方級選挙委員会任命に関する国家選挙委員会指導書第06号].

——[2011b] *Kham Naenam Kiawkap Kaan Kakiam Khoongpakoop Bukkhalakoon Khoong Saphaa Haeng Saat Sut Thii VII, Leek Thii 10* [第7期国会の人員構成準備に関する国家選挙委員会指導書第10号].

Pathaan Patheet (国家主席) [2010a] *Lattha DamLat Khoong Pathaan Patheet Vaa Duay Kaan Pakaat Van Leuaktang Samaasik Saphaa Haeng Saat Sut Thii VII, Leek Thii 295* [第7期国会議員選挙日に関する国家主席令第295号].

—— [2010b] *Lattha DamLat Khoong Pathaan Patheet Vaa Duay Kaan Pakaat Lai Suu Khoong Khana Kammakan Lueaktang Ladap Saat Phuea Hapsai Hai Kee Kaan Lueaktang Samaasik Saphaa Haeng Saat Sut Thii VII, Leek Thii 296* [第7期国会議員選挙に従事する国家選挙委員会名簿公示についての国家主席令第296号].

Saphaa Haeng Saat (国会) [2001] *Kotmaai Vaa Duay Kaan Leuaktang Samaasik Saphaa* [国会選挙法].

—— [2007] *Kotmaai Vaa Duay Saphaa Haeng Saat* [国会法].

—— [2010] *Kotmaai Vaa Duay Saphaa Haeng Saat* [国会法].

—— [2011] *Kotmaai Vaa Duay Kaan Leuaktang Samaasik Saphaa Haeng Saat* [国会議員選挙法].

Suunkaang Naeo Lao Saang Saat (国家建設戦線中央) [2001] *Kot Labiap Lae Khoongkaan Damneungan Khoong Naeo Lao Saang Saat* [ラオス国家建設戦線規約と実施業務プロジェクト].

<新聞>

Pasaason.

Vientiane Times.